

# 徳倫理学 (Virtue Ethics) の可能性と危険性

－腎臓移植を題材として－

東京都立立川高等学校 菅野功治

## 1. 問題の出所

現在、経済と倫理教育研究会（代表：新井明都立西高教諭）により、『Wight/Morton 2007 Teaching the Ethical Foundations of Economics NCEE』の翻訳が進行中であり、私もそのプロジェクトの一員として参加している。その第7章では、「臓器移植のための市場を許すべきか」と題して、生徒に市場経済でその問題を解決することの倫理面から見た長所と短所について討論を行わせ、移植臓器の不足に対処するための4つの選択肢を分析させることになっている。その際に、生徒達が依拠する倫理学の理論として提示されているのが、1) 結果に基づく倫理学と2) 義務に基づく倫理学と3) 徳に基づく倫理学の三つである。1) は「ある基準を最も満足させる成果を生み出すように行動すること（例、人々の厚生）」という説明がなされており、いわゆる「功利主義」の立場であり、2) は「一つの規則あるいは原理に対する義務と一致した態度で行動すること（例、「十戒）」という説明があるのでいわゆる「カント学派」とキリスト教の立場も含んでいるようである。3) は「あなたにとっての徳の概念と一致する習性的な人柄 a habit of character から行動すること」という説明があり、いわゆる「徳倫理学」を指す。(Wight/Morton, p29)

最後の「徳倫理学」についてこれ以上の説明はなく、勉強不足の私には当初それがどのような倫理学説であるのかさえ、わからなかった。古代ギリシアのアリストレスで現代の問題を解決できるのか？『美德なき時代』のマッキンタイアのことなのだろうか？勉強しなくては・・・。

## 2. 規範倫理学の一つとしての徳倫理学

「規範倫理学」(normative ethics)とは、(1) 正しい行為は何か、為してはならない行為は何か、といった規範的な問いに反省的に答えようとする営みないし学問分野であり、(2) 「広義の規範倫理学」と(3) 「狭義の規範倫理学」に分かれるという。生命倫理学と環境倫理学に代表される応用倫理学も、事実問題の整理分析にとどまらずに何らかの規範的な答えを出そうとするものであるかぎり、(2)に含まれる。英米倫理学と言えば1960年代までは、そもそもある規範を受け入れるというのはどういうことかということについての概念的・道徳心理学的・形而上学的分析などを行うメタ倫理学だったのが、1970年代に規範倫理学が復権したとされる。(3)は個別問題に焦点を絞るのではなく、個別問題に答

えるための一般的な基準や原則を提示・検討し、「倫理学理論」(ethical theory)の形成を目指すものである。[c)⑮都築]

アメリカの大学に於ける生命倫理学のテキストとして有名なビーチャム／チルドレス『生命医学倫理』[b)②]や応用倫理学のテキストであるレイチェルズ『現実を見つめる道徳哲学』[c)③]では、「狭義の規範倫理学」として功利主義とカント義務論をとりあげ、それを補うものとして徳倫理学やケアの倫理学があげられている。このような「倫理学理論」を用いて、生命倫理の様々な具体的な諸問題を考察して行っている。日本では、1994年に日本倫理学会が『徳倫理学の現代的意義』\*1 [c)⑦]というテーマでシンポジウムを開いており、最近の日本の大学の倫理学のテキストでも、北海道大学 [c)⑩]や慶應義塾大学 [c)⑪]のテキストでは、規範倫理学や徳倫理学という項目が設けられ、若手研究者が執筆している。\*2

高校での倫理教育関連の教科書・資料集で、応用倫理学を規範倫理学の視点から説きおこそうとしているものは東京書籍の資料集『資料・新総合倫理』に【資料1】の様な記述がみられるだけであった。私の授業も応用倫理的な部分は単なる現状の説明で終わっており、思想史・哲学史の部分との連携はなく、功利主義やカントを教えても、それが「規範倫理学」としての役割は全く果たせていないのが実情である。今年度はじめて、ベンサム単元の後に、東京大学の入試問題を使って、功利主義者ハリスの提案した強制的臓器移植制度について、生徒達と考察を行ってみた。【資料2】具体的な問題への関心が触発され、概ね好評だった。

### 3. 臓器売買と規範倫理学

#### a) 腎臓移植

二つあるので、一つ取っても大丈夫。(議論の中心テーマが脳死とは何かという問題に

---

\*1 『徳倫理学の現代的意義』では、神崎繁が新アリストテレス左派からフーコーにもつながる立場で、注目すべき論考を寄せている [c)⑧]が、その他にも儒教・朱子学・道徳教育などの研究者もそれぞれの立場から「徳倫理学」に関心を寄せている。

\*2 若手研究者も、(3)「狭義の規範倫理学」としての「徳倫理学」の研究を行っているものがほとんどで、それを踏まえた上での、(2)「広義の規範倫理学」、特に生命倫理学や臓器移植問題の研究を行っている例は見いだせなかった。また、最近では、アメリカでも日本でも規範倫理学からメタ倫理学への再度の揺り戻しがおきており、大庭健や管豊彦などがジョン・マクダウェルに依拠しながら、「道徳的实在論」をめぐる「徳倫理学」を研究している。

陥ってしまうことを回避) 日本では生体移植が中心。【資料3】

b) 腎臓売買の現状

アメリカでも、日本でも禁止

フィリピン・インド等では合法化

中国では、死刑囚の腎臓の移植が行われている

宇和島事件

c) NCEE テキストにおける腎臓売買と規範倫理学の授業展開例

1) 教師は、腎臓移植の売買を論じる際に依拠する 3 つのタイプ倫理学理論を、次のように要約し、生徒に提示する。

成果に基づいた倫理学は、適切な行動をとれば最善の結末となると考える。それゆえ、移植に活用することができる腎臓を増やすことが最善となる、というのも移植のための順序待ちリストに登録している人が減るし、生命を救うことができるからである。公平さとか不公平な入手権利といった観点からの結末は、それほど明快ではない。

義務に基づいた倫理学は、我々に正しい行いをさせるようなルールに基づいている。人体を 1 個の商品のように取り扱うことは正しいことだろうか。なぜか。

徳に基づいた倫理学は、善良なる人は何をなすべきか、ということを求める。善良なる人は腎臓を売ったり買ったりするだろうか。なぜか。

2) そして、次のような問答を生徒との間で行い、それぞれの倫理学説の長所・短所を検討していく。

Q1 市場において消費者の選好を満足させることに焦点をおく倫理論(道徳論)の長所と短所は何か。

A 最もやっかいな問題は、公平という認識から生じる(最もやっかいな問題は、何をもちて公平と認識するのか、という所から生じる)。所得は平等に分配されていると信じている限り、自分の所得をどのように使うかということは公平として認識される。人々の選好を満足させることは、移植のためのさらに多くの腎臓を利用可能とし、そして個人の自由を促進する。選好理論は、ドラッグやポルノ写真<sup>\*3</sup>といった一般に歓迎しがたいとおもわれているものを購入しようとするとき、問題にぶつかる。

Q2 腎臓移植のための公共政策を決定するときに絶対的な倫理規定を使って検討すること

---

\*3 『徳倫理学の現代的意義』に掲載されている、日本倫理学会のシンポジウムでも、「ブルセラ問題」をどう考えるか、ということが論議されている。両者の合意の上で売買されていけば、「最大多数の最大幸福」が実現されているだけなので、問題はないはずなのだが、リベラル派や功利主義者も含めて肯定的な意見は見られず、ある意味腰砕けである。唯一、神崎が「少女達が自分自身のストーリーをどうつくっていくのかという観点から考えるべきである」、と発言しているのが目をひく。では、なぜ、駄目なのかとなると、リベラリズムや功利主義という理論枠組みと一貫性を持った説得力を持った議論は見いだせない。

の長所と短所は何か。

- A 長所は、自分の行動を導く 1 連の明確なルールを持っているということである。しかしながら、あなたとは違ったルールを信奉していたり、政策を実行するとき最も重要な基準は、倫理規定ではなく結果であると考えている人にとっては、耐え難さを招いてしまう。
- Q3 理想的な人間の人柄とは、何だと思うか。理想的な人間の人格に関するあなたの定義は、腎臓を売買することに関する検討について、どのような影響を与えるか。
- A 生徒たちの答は多様だろう。話し合いでは、理想的な人間の人柄を定義することは容易なことではない、ということを確認することが大切だ。
- Q4 腎臓を売買することについてじっくりと検討する際、この 3 つの倫理アプローチのどれが、一番影響を及ぼすか。なぜか。
- A 生徒たちの答は多様であるべきで、しかもたとえ事実には合意していたとしても、道徳論が異なれば、違った結末をもたらすということに焦点をあてるべきである。
- 3) 教室の壁に次の 4 つの選択肢を書いた紙を掲示し、生徒に自分が支持する政策が書いてある紙の隣に立つよう支持し、自身の立場を説明するようにいいなさい。

#### 選択 1：現行システム

連邦法では、人間の臓器を売るとは違法である。腎臓を売ったものは誰でも、懲役、罰金もしくは両方が科せられる。しかしながら、腎臓を寄付するかも、医師は必要性に基づいて寄付された腎臓を割り当てるかもしれない。医師が腎臓を割り当てる要素はたとえば、患者の年齢、病状、待機期間や腎臓提供者が患者の地元かどうか、といった点である。

このシステムでは、腎臓が不足しており、多くの患者が何年もの長きにわたり、順序待ちリストに載っている。この間にも、患者たちは費用のかかる人工透析を受けており、しかも多くの患者が死んでいる。

#### 選択 2：自由市場

腎臓の自由市場を創設する。人々は最も高い価格で自分の腎臓を市場にて売るだろう。彼らは生きているうちに、自分の腎臓の1つを売ったり譲渡したりするだろうし、死後にも売ったり譲渡したりするだろう。仲買業者が売り手と買い手のマッチングを行う。パソコン上で売買することすら可能である。

#### 選択 3：規制市場

誰でも腎臓を売ることができる市場を創設するが、病院のような指定機関だけが合法的に購入することができる。こうすれば、窃盗や殺人といった不本意な手段で腎臓を入手するであろう可能性を減じることができる。指定機関は、患者の年齢、医学的必要性、待機期間といった、基本的には今日用いられているのと同じような方法によって、腎臓を割り当てるだろう。

#### 選択 4：共同体主義アプローチ

このアプローチは、いくつかの方法によって、腎臓の供給を増やす非市場メカニズムを用いる。販促キャンペーンにより、この問題に対する人々の認識を高め、道徳的説得を通して、臓器提供に対する彼らの選好を変える。全国ネットのテレビキャンペーンのスローガン（標語）は、「友たるもの、友人の生命という贈り物を無駄にはさせない」。これは利他主義へのアピールではなく、人々がもっている道徳的責任感や義務感に対するアピールである。

さらに独裁主義的なやり方は、死亡したとき、生前にその他の方法を指示していない場合は、死体のすべての臓器を提供するという合法的な負託である。提供したくない場合は、事前に、運転免許書に記すという追加手続きをとらなくてはならない。予め、自分の臓器を提供することを了承しなくてはならない。

4) 答は多様だろう。生徒たちは（感情ではなく）自分の立場は倫理論（道徳論）や経済理論で説明できなくてはならない。ここにいくつか話し合いの際のポイントをあげる。

- ・ **結果に基づいた倫理学**を支持した生徒たちは、腎臓のために自由市場もしくは規制市場を創設することを支持しただろう、というのも、結果はいくつもの立派な目的を向上させるからである。つまり、より多くの生命が救われる、自分の所得で必要なものを購入できる（消費者の選好における効率）、そして自由が強化される。ある状況下では、臓器を売る人に対する公平さが促進される、なぜなら貧しい人々が市場で自分の腎臓を売買することができるからである。結果に基づいた倫理学を支持する生徒たちには、買い手

に対する公平さを最優先事項として判断したものもいるだろう。低い所得の患者は（市場ができて購入できずに）苦しむだろうから、まったく制限のない市場よりむしろ、現行システム維持もしくは規制市場を選ぶだろう。結果に基づいた倫理学と義務に基づいた倫理学の双方を支持した生徒は、規制市場を支持するだろう。結果に基づいた倫理学を支持する生徒の中には、腎臓提供者の数を増やすことになるので共同体主義のアプローチの一部を支持するものもいるだろう。

- ・ **義務に基づいた倫理学**を支持する生徒たちは、人体の自由市場の創設に異議を唱えるだろう、というのも、人間が商品となることで暗にもっていた品位や神聖さというものを失うことになるからである。彼らは養子縁組のような他の市場において創設された前例に関心がある。彼らはまた、権威者による推定同意という選択肢にも異議を唱えるだろう。というのも、個人の自由が失われるからである（個人が事前に反対の意思を表明していない場合は、政府が強制的に死体から臓器を摘出するということ）。義務に基づいた倫理学を支持する生徒たちは、宗教的信条にも影響を受ける。たとえば、人間は神を雛型にして創造されたのだから、腎臓を売ることは悪いことだ、と主張するかもしれない。
- ・ **徳に基づいた倫理学**を支持する生徒たちは、広告キャンペーンを通して選好を変化させる反応のよい共同体主義のアプローチを支持するだろう。もし善良なる人が善良なる行いをすれば、市場という非人間的な力は必要ないだろう。教育によって人間の性格は形成され、臓器提供者の数を増やすことができる。徳に基づいた倫理学を支持する生徒たちは、愛、博愛心やとりわけ公共心を、効率よく使わなければ枯渇してしまうという欠乏資源として取り扱うことは間違っていると主張するだろう。生産における物質的な要素とはちがって、愛、博愛心や公共心を使うことでそれらを増やすことができるのである。道徳的資源というのは、実践に対して肯定的に反応し、疎かにすることで退化するものである。
- ・ **徳に重きをおく生徒**は、善良なる人は強制される必要がなく、しかも臓器提供を強制されることを酷く嫌がるだろうとあって権威主義的な共同体主義のアプローチに反対するかもしれない。

d) 日本における「規範倫理学」の腎臓移植への対応

これに関しては、別稿を起こすしかないが、調べた限りでのそれぞれの倫理学理論の方向性を示しておく。

- 1) 功利主義は、ヒト胚の研究利用、生殖技術、遺伝子治療、臓器売買などについても、功利計算をしっかりと行えば、問題はないという立場といえる。特に、児玉はヘアの二層理論を用いながら、既存の直観や常識の方を修正すべきであるとして、ハリスが提案し直した死語の臓器の強制的提供制度を支持している。「ベンサムが活躍した 18 世紀末の英国では、『福祉目的で政府が税をとることは、財産に対する個人の権利を侵害するものである』と真剣に主張されていた。従って、『死後の身体から強制的に臓器を摘出すべきではない』という直観も、死後の臓器提供が技術的に不可能であった時代の直観であり、その技術が可能になった今日、このような直観をあらためて検討する必要がある」。[b]⑤⑥p198 児玉]
- 2) カント学派では、1994 年に日本カント協会が「カントと生命倫理」という公開シンポジウムを開催しており、その席上で平田俊博がフランス方式（生前にドナーとなることを拒否する意思表示がない限り臓器の提供を容認したものとみなす）の理念がカン

ト倫理学の精神と一致すると発表している。「この場合、生命の所有権は社会に属する。自分の生命も個人の生命も勝手に処理できない。自殺も殺人も禁じられ、国民は兵役を拒否できない。社会や国家があって初めて個人の生命も確保されると考える思想がフランス方式を支えており、謀殺に対する死刑を積極的に認め、自殺を許さないカント倫理学の精神と一致する」[b]④p43 平田)「人権の確立された先進国の人々はフランス方式に抵抗を感じるかもしれないが、人権と水はコストがかかるものなので、環境倫理とも関連させてフランス方式を理解しないと、人類は 21 世紀を生き残れないのではないか」[b]④p91 平田)

シンポジウムでは、谷田信一より「フランス方式は『自律』の精神に反するのではないか」という指摘があったものの、フランス方式への賛意が多数を占めた。

3) 徳倫理学では、残念ながら生命倫理や臓器移植に関しての言及を見つけることが出来なかった。

#### 4. 徳倫理学の諸相

アリストテレス主義左派とでも呼ぶべき独自の立場から、徳倫理学を擁護しているマーサ・ヌスバウムは、次のような学会展望を行っている。[c]⑩]

「英米系道徳哲学は、普遍性をもった啓蒙の理念に基づいた倫理学から伝統と特殊性に基づいた倫理学へ、原理原則に基づいた倫理学から徳に基づく倫理学へ、体系的・理論的正当化の彫琢に邁進する倫理学から理論に懐疑的で地域的な知恵を尊重する倫理学へ、孤立化した個人に基づいた倫理学から協調と配慮に基づく倫理学へ、没歴史的に遠巻きに眺める倫理学から歴史の具体性に根ざした倫理学へと転回しつつある。」

「徳倫理学」はカントの義務倫理とベンサム及び J.S.ミルの功利主義を批判したアンスコムの次の小論が、口火となったとされている。

a) アンスコム (G. E. M. Anscombe, 1919-2001) 「近代の道徳哲学 (Modern Moral Philosophy) 1958」<sup>\*4</sup>

- 1) ウィトゲンシュタイン門下の彼女は、義務論者や功利主義者が用いる「義務」「べき」「正・不正」という言葉に注目する。
- 2) 以上の言葉は神が法を賦与するというキリスト教の枠組みのなかの言葉にすぎず、カントも功利主義者たちも、道徳法則の「立法者」の存在を前提にしている。
- 3) 現代ではこの枠組みが捨て去られているにもかかわらず、倫理学者は相変わらずこの

---

\*4 この論文は邦訳がない。[c]⑬都築] や [c]⑱上村] などの web 上で要約を見ることが出来る。

言葉を用いて議論している。これらの言葉は真性の意味を失い、心理的・催眠的な言葉しか持っていないので、このような言葉は放棄したほうがよいだろう。

- 4) また、現代の倫理学者が前提にしている、「結果が良ければどんな行為も道徳的に許される」という結果主義 (consequentialism) も間違っている。
- 5) それにかわるものとして、アリストテレスの倫理学を再考する。道徳法則ではなくて、よい人生とそうした人生を送ることを可能にする人間の人柄 (character) の研究が、また、義務に基づく徳ではなく、「法則」や「義務」といった観念に依存しない「徳 (アレテー)」の分析こそが、倫理学が取り扱うべきテーマである。アリストテレスが探求した「幸福 (エウダイモニア)」すなわち「生きがいのあるよい人生を送ること」(それは「徳=優れた性質の開花」によって導かれる) ことこそが倫理学において問われるべき事柄である。
- 6) そのため、どのような人柄や徳が悪であるのか、人柄と行為はどう関連しているのか、そもそも行為とは何かなどを解明していかななくてはならない。 [c] ⑩都築] [c] ⑱上村]

b) バーナード・ウィリアムズ (Bernard Williams, 1929-2003) \*5

- 1) 「いかに生きるべきか」というソクラテスの問は、人称も個別/普遍の別も特定されない特異なもので、問われた者は各自の個別的な生き方を離れて、一挙に普遍的な道徳的真理への探究の場へ引きずれ出されることになる。ソクラテスは「徳 (アレテー)」つまり「人としての善さ」—たとえば、「勇気」を、それに関わる定義的知と同一視して、道徳的生を理性的な反省と不可分のものにした。
- 2) ウィリアムズは、ソクラテスからプラトンを経て、近代の道徳的理論を二分する「義務論」と「功利主義」にも見られる〈反省〉に対し、否定的態度を示す。それは、カント的理性主体も功利主義の「理想的観察者も」ともに諸個人からその個別的諸条件の捨象を要求するからである。
- 3) このような諸条件のうち、もっとも典型的なものは、欲求、評価、感情、態度、人生設計といった行為者自身が行為の時点で持っている「動機群 (motivational set)」である。あらゆる行為の理由を形作るのは、このような動機群を起点とした、「内的理由

---

\*5 主要著書の "Ethics and the limits of the philosophy" は、『生き方について哲学は何が言えるか』[c] ①] という題で訳出されているが、「コミットメント commitment」、「全一性 integrity」といった概念に訴えて功利主義を批判する, "A Critique of Utilitarianism", 1973, 及び「基本計画 ground project」という概念を使って、カント主義と功利主義を批判する "Persons, Character and Morality", 1976 は、web 上の [c] ⑱都築] で論文要約を読むことが出来る。



(internal reason)」でなければならない。あらゆる行為の中でも道徳的行為は、動機群に起源を持たない「外的理由」にすぎず、いくらその普遍性が主張されようとも、何らかの行為者の個人的動機と結びつかない限りは、実行されえない。[c]⑩都築]

- 4) このような彼の立場からして、「住みならわし」を原義とする = **ethos** エートスを中核概念とするアリストテレスの倫理学説は、他の倫理学説にもまして、価値の多元性や相対的な合理性を示すものとして高い評価が与えられる。一方で、欲求や感情などの訓練による〈習性的徳 = 人柄〉の〈知性的徳〉への調和という発想では、完全な有徳者の存在が想定され、人間という種に固有な機能の完全な開花という目的論的な思考に裏付けられている点で、批判の対象ともなる。
- 5) では、行為者への中立的な反省を拒み、個別的条件へ配慮することは、何らかの相対主義に陥ることなく、倫理的拘束力への規範を維持できるのだろうか。ここで、彼は価値評価に関わる「濃密 (**thick**) な語」と「希薄 (**thin**) な語」を区別する。「純潔」「不倫」といった前者に区別される語は、「善い」「悪い」といった後者に属する語と比べ、世界の側からの制約を受けると同時に、世界への行為的働きかけを同時に満たすものである。つまり、社会的・時代的・文化的制約の中で、一定のローカルな知としての公共的な了解を形成し、行為者相互の評価を通じて、各自の動機を構成する語ともなるという意味で、相対主義を避けうる。 [c]①p232-p239]
- 6) 動機に関してはまた、行為に先立つ、いわば「事前の」意味づけだけでなく、「事後的な」意味づけをめぐって、ウィリアムズは興味深い問題提起をおこなっている。たとえば、不倫の間柄にある女性との関係を清算する必要を感じている男が、揺れた心のまま、もし結局妻と元の鞘に納まるなら、この動揺は彼にとって無抑制を意味するが、逆に、不倫が露見して離婚せざるをえなくなった結果、他方の女性と晴れて一緒に暮らすことになれば、先の動揺は無抑制ではなく、むしろ女性と暮らす理由の強さを示すものとなる、というように、その後の出来事の偶然的な展開によって、行為者の動機群の意味づけに変化が生ずるというのである。
- 7) これは、同じくウィリアムズが導入することによって有名となった「道徳的運 (**Moral Luck**)」という考えと密接に関連するものであり、彼はその範を古代の、それも哲学ではなく悲劇において示されるような、自らの責任によることなく、しかも自らの行為の偶然的帰結として生じた災厄への、行為者としての慚愧の念に仰いでいる。そして、行為においては「罪」よりも、「恥」の方をより中核的な倫理的な感情とする考えを提示するのである (**Shame and Necessity, California 1993**)。 [c]⑨神崎]

c) マッキンタイア (Alasdair MacIntyre, 1929 - ) 『美德なき時代』

- 1) 自他の「行為」の意図や動機は、その文脈から切り離してしまうならば、「理解」することはできず、それは何らかの「物語」(narrative)の中でのみ「理解可能」である。

また物語という概念は、行為の「理解可能性」のみならず、「人格の同一性」、「人生の統一性」、「自己性」、「人生の目的」、「徳」、「善き生」、「共同体」、「伝統」といった概念とも深く関わっている。

- 2) また行為を適切に描くためには、長期の意図が何であり、短期の意図は長期の意図とどのように関わっているのかを知らなければならない。このような作業は「物語的な歴史(a narrative history)」を書くことである。このような「物語的な歴史」は自己の統一(unity)を可能にし、さらに人生に統一を与える「個々の人生の統一性は、一つの人生において具体化された物語がもつ統一性」なのであり、「統一的な人生とは、一つの全体として、把握され評価されるような人生」なのである。
- 3) また行為は家族や職場といった「舞台」(setting)との関連で理解される。そして自己の義務も、物語における自分の役割という形で見いだされることになる。「私は何をなすべきか」という問いは、「どんな物語の中で私は自分の役を見つけるか」という問いでもある。
- 4) 「私たちは自分が企画したわけではない舞台に立たされ、自分の作ではない演技を受け持たされている」。また「人は同時に複数の物語の中の登場人物」であり、他人が主人公である物語の中では、私たちは所詮脇役でしかない。

一方、各々の行為者は単なる俳優であるだけでなく、同時に自分の人生の「共同脚本家」でもある。会話が他者と共同で制作されるように、私たちの人生も他者との相互行為を通じて制作されている。つまり物語は「生きられる」ものであり、事後的に連関を与えられるようなものではない。「人間はその行為と実践において、本質的に物語を語る (story-telling)動物」なのである。
- 5) 「人格の同一性」という観念は、「物語」「理解可能性」「説明能力(accountability)」という三つの観念から切り離すことはできないとする。「ある物語の主体であるということは、人生を構成する諸行為、諸経験の申し開きができること」。
- 6) そして物語の中の登場人物たちにとって、次に何が起こるのかは予測不可能であると同様に、私たちの将来も予測不可能である。しかしこのような「予測不可能性」はある種の目的論と共存しうる。未来のイメージはテロス、つまり目的や目標の形で現れており、私たちはそれに向かって進んでいる。われわれは、物語を通じて人生を統一的に見ることによって、諸徳(virtue)にテロスと統一性が与えられることになり、そして「徳の統一性は、統一的な人生の特徴」である。「私にとっての善とは何か」を問うことは、人生の統一性を生き抜き、完成させるにはどうするのが最善かを問うこと」である。つまり「人生の統一性は、物語的な探求の統一性である」
- 7) 我々は、全くの恣意や自己決定から「善の物語的探求」を始めることはできない。「善き生」は、当人が生きていた時代や場所といった環境によって具体的に変化する。紀元前5世紀のアテナイの将軍にとっての「善き生」と、中世の修道女や17世紀の農民

の「善き生」とは異なるものである。「私の人生の物語は常に、私の同一性の源である共同体の物語の中に埋め込まれている」のであり、さらに「自己はその同一性を共同体の一員であることを通して見いだす」のである。

8) われわれが自分の生を取り戻し、道徳的混乱を抜け出そうとするならば、諸徳を育むことが出来るような「地域的共同体の復活」が必要である。

9) トマス・アクィナスの徳論との密接な関係 [c)②] [c)⑱]

d) ハーストハウス (Rosalind Hursthouse) NZ 「徳の理論と人工妊娠中絶」<sup>\*6</sup>

「善い行為は有徳な人がする行為で、有徳な人とは善い行為をする人だ」という〈アリストテレス的循環〉に対し、徳そのものを基礎とする「行為者基底的 (Agent-based)」な立場が有る。他方、ハーストハウスは、有徳者の人柄から行為の正しさを派生させることによって先の循環を脱出しようとするので、「行為者-優先的 (agent-prior)」 (= 行為者の評価がその行為の評価に先行しているという意味) と言える。彼女は、エウダイモニアを獲得するために要求される有徳者の人柄を、開花の観念によって説明する。

1) ハーストハウスは、母親と胎児の競合する権利についてのこれまでの議論は、(1)胎児の地位を巡る問題と(2)女性の権利を巡る問題という、二つの二つの側面から考察されてきたが、この問題設定は妊娠中絶の道徳性に対してはそもそも無関係であると主張する。

2) 個人はその権利を有徳な仕方でも悪徳な仕方でも行使できるのであるから、ハーストハウスによれば、ある女性が妊娠中絶を決断することの道徳性は、「しかじかの状況において中絶をすることによって、行為者は有徳に行為しているか、あるいは邪悪に行為しているか、それともいずれでもないか？」という問いとして、問われる。たとえば、外国で休暇を過ごすために七ヶ月の胎児を中絶しようとする決めることは冷淡で自己中心的である。また、母親になることを恐れて胎児を中絶するのは、その他の点では親となるのに適当な状況にあるとしたら臆病である。また、未成年の女性が母親になる心づもりがまだできてないと感じて中絶する場合は、そうすることによって自分の現在の成長段階に関して適切な謙虚さを示すであろう。

3) もちろん、妊娠がヘアカットや虫垂切除等他の多くの生理的状态とは異なるからといって、中絶が直ちに悪徳であるということにはならない。たとえば、女性が身体的にとっても貧しい健康状態にあったり、子育てで消耗していたり、あるいは身体的にダメージを与えるような仕事を強いられているようなときには、彼女が中絶を選択したと

---

\*6 主要著書の "On Virtue Ethics" は、『徳倫理学について』として土橋茂樹の訳で出版予定らしいが、主要論文の「徳の理論と人工妊娠中絶」"Virtue Theory and Abortion" は、web 上で [c)⑱ 中沢] 論文要約を読むことができる。

しても、それは冷淡とも、無責任とも、軽率とも記述されない。このようなときには、彼女達の生の諸条件の中に何か大きな誤りがあり、それが、妊娠や子育てを良いものと見なせなくしているのである。

- 4) だからといって、ここで権利を持ち出すことは、人間にとっての善い生とは何かという問いを封じてしまう効果を持つ。徳の理論は、何が人間の善き生を構成するか、真のエウダイモニア＝幸福とは何かということに関係する。人工妊娠中絶の文脈において、人間の善き生について語ろうとするなら、我々は愛と家族生活の価値について考えなければならないハーストハウスは以下のように主張する。すなわち、これらの判断が適切であるのは、一般に親であること、とりわけ母親であることと育児は、内在的に価値あるものであり、人間らしく開花した人生を構成するものの一部分だと正しく考えられるもののひとつだからである。女性の妊娠中絶の決断に対するこれら徳ベースの評価はまた、以下の事実を反映している。すなわち胎児を中絶することは(たとえば腎臓を摘出するのとは異なり)、新しい人間の生命を断つことを意味しており、このことはほとんどの場合道徳的に深刻なこととしてみなされるべきものである、という事実である。
- 5) ハーストハウスの妊娠中絶に対する徳倫理的アプローチによって、女性が中絶を決断することは場合によっては不正に行為していることになりうる理由が大きく二つあるということが明らかにされる。第一に、その女性は親であることの内在的な価値と、人間らしく開花した生にとって親になることがいかに重要かを理解していないことを示しているかもしれない。第二に、その女性は新しい人間の生命を断ち切ることをしかるべき深刻さなしに決断しているかもしれない。 [c]⑥] [c]⑰]

## 5. 徳倫理学の可能性

以上に見てきた、徳倫理学の様々な潮流のうち、私はアンスコムからバーナード・ウィリアムズへといたる反倫理学理論とも言えるような立場に関心を持った。

ウィリアムズの徳倫理学は、ロールズの自由主義的正義論を、「無知のヴェール」を被せられた「負荷なき自我」を前提としており社会の崩壊を食い止められないと一蹴した、コミュニタリアンのサンデルの問題意識とある意味で触れあうものであり、社会学徒の私にとっては、やっと巡り会った、状況中での人間の行為をリアリティを以て考察できる倫理学説と言える。実際に、徳倫理学は、義務倫理や功利主義だけでは説明できない、我々が日常生活での実行している行為の倫理性を説明することができる。例えば、街中で友人が倒れたので助けるという行為と、街中で倒れているサラリーマンのおじさんを助けるという行為には、義務倫理と功利主義の観点からは、何の差もない。それどころか、優先的に自分の友人を助けるという選択は、不道徳な行為であるかもしれない。しかしそこには、友人に対する「信頼と誠実さ」という徳があって、多くの方は、それに従って行為するだ

ろう。

ウィリアムズは、次のような有名な事例を示す。第一の事例では、化学者であるジョージが化学兵器・生物兵器の研究所に就職するよう提案される。受け入れるならばジョージと家族は生活苦から解放されるが、拒むならば他の者が代わりに就職し、熱心に研究を進める見込みが高い。第二の事例では、インディオの処刑場面に遭遇したジムが一人を殺すよう指揮官から提案される。提案を受け入れるならば十九人が解放されるが、拒むならば二十人全員が殺される (A Critique of Utilitarianism)。

二つの事例には共通の構造が見られる。すなわち、自分が行為  $\alpha$  をなさないとは他者が行為  $\beta$  をなし、その結果生じる事態は自分が行為  $\alpha$  をなす場合よりもいっそう悪い。この厄介な状況に対して功利主義は単純明快な解決を示す。価値の担い手は結果としての事態であり、何をなすべきかは事態に照らして決まる。自分と事態の間に他の行為者が介在するか否かは、なすべき行為を決めるうえで特別な違いを生まない。それゆえ、状況が上のように記述される限り、ジョージは就職するべきであり、ジムは一人を殺すべきである。ここにウィリアムズは問題を看て取る。このような思考は、「他者がなすことではなく〈自分〉のなすことに特別の責任があるという観念」を切り捨て、それと緊密に結びついた「一体性 (Integrity)」の価値を切り捨てている。[c]⑭都築]

義務論との大きな違いは、次のようにも表現できる。義務論の実践三段論法は、「困っている人は助けなければならない／子供が溺れている／従って川に飛び込むべきである」という様な第三人称的なものである。これに対し、「勇氣あるものは特定の状況で特定の行為をすべきである／今はその特定の状況であり、私は勇氣ある者である／従って私はこの行為をすべきである」という第一人称的なものが対置される。このような行為者への言及を含む表現法が「物語」「語り」(narrative) であり、われわれは、これによって何とか自己の「一体性 (Integrity)」をつなぎ止めようと生きている。また、「だめなものはだめだ」ということで、道徳上の人生の敗者に対し最も厳しい義務論に対し、価値の多様性に開かれ、「だめなものにも程度がある」とする徳倫理学は、一旦規則から逸脱した行為からの回復の過程を視野に入れることもかのうとなってくるかもしれない。

神崎繁は、バーナード＝ウィリアムズの徳倫理学の特徴と可能性を的確に表現している。「こうしてウィリアムズは、行為者の持つ諸条件を、内部に不透明さや分節化されないものを抱え込みながらもそれ自体「一体性 (Integrity)」を保ち、しかも後続の偶然的出来事との関係で再記述・再解釈できる開かれたものとするすることで、隅々まで自らを透視しコントロールしなければならないという過大な要求のもとで身動きのとれなくなった近代的な合理的責任主体という考えから、われわれを自由にしようとしたのである。」[c]⑨神崎]

このように、内的理由、自己物語、動機群、local な状況などを重視する徳倫理学は、正しい行為は何か、為してはならない行為は何かという「規範倫理学」の間に明確な回答を

与えることは出来ないのではないかという批判がある。この批判に答えようとするがあまり、「伝統」「共同体」「共通善」（マッキンタイア）や「エウダイモニア」「愛と家族生活」（ハーストハウス）に飛びついてしまうこと。これが、徳倫理学の危険性につながる。

アリストテレスが言うように、規則をあらかじめ与えることはできず、反復や習熟が規範を産むのである。local な状況での行為の積み重ねの上に、social は自ずと築かれていくのではないだろうか。

## 6. 徳倫理学の危険性

『高等学校 現代倫理 改訂版』（清水書院）では、めずらしく臓器の売買に疑問を投げかける次のような記述を行っている。「身体は機械であるから、臓器は交換可能な部品となる。こうした、身体観に功利主義の発想が加われば、死後の身体は有効に利用すべき資源と見なされる。さらに、市場経済のもとでは、身体の商品化の可能性がつきまとう。現実には、アメリカでは、人間の死体から組織を回収・加工して高額の手数料を取る「組織バンク」とよばれる企業が成長している。また、発展途上国の貧しい人たちの臓器を富裕な外国人が買う臓器売買も後を絶たない。さまざまな身体組織の利用がすすむなかで、倫理的・法的な基本ルールの確立が急務となっている。しかし根本的には、身体とその一部をたんなる物質として、譲渡や売買のできる私的所有物として扱うことの是非が問い直されている。たとえば、臓器移植の当事者の身体観・死生観は、肉体機械論とは異なり、移植をかけたえのない命の贈り物と受けとめている場合も多い。臓器の提供者の遺族が、提供者の人格の一部が臓器に宿り、提供を受けた人の体内で生き続けていると感じ、提供を受けた人もそのように感じているという報告が、洋の東西を問わずなされているのである。」

ところが、脳死・臓器移植に反対する小松美彦は、このような臓器移植の教え方に次のように警鐘をならしている。

「最後は一見関わらないように感じられることです。日本の場合は特に教育基本法の改定と連動している、と私は見ています。というのは、現在の臓器移植法の改定にあって、A案とB案の提案者のいずれも「脳死や死の教育を普及しなくてはいけない」と力説しているからです。このことで秀逸な教育がなされるはずはなく、「脳死状態で社会に迷惑をかけるのなら、自分から臓器を提供しよう」とか、「社会のため、国家のために臓器を提供する子はよい子」といったイメージ教育がなされかねない。教育基本法が今の方向で改定されると、一人ひとりの児童や生徒が一個の権利を持った市民・国民ではなく、事実上“臣民・少国民”に変わってしまうでしょう。国家のために奉仕する子どもたちを作る一環として、社会・国家のために臓器を提供する子どもが位置づけられていくわけです。既に、誘導的な尊厳死・安楽死教育は小中高で広がっており、担当教員もどこまで自覚的かわかりませんが、授業パターンがほぼ決まっています。植物状態や様々な闘病生活で厳しい状態にある人の映像を見せたり文章を読ませた後で、例えば「尊厳死や安楽死という方法が

あります、その上であなたはどうか考えますか」と教師が問いかける。こうして、やはり尊厳死や安楽死を選択すべき、という発想が生徒に涌出するように導いている。フーコーやアガンベンの「生・権力」の現代版です。ですから教育基本法の改定に異議を唱えている方は、臓器移植を初めとした医療問題の先端で起こっていることにも視野や射程を広げていただきたいのです。」

近代民主政治は、個別的な肉体的差異を乗り越えた、無臭無色の人格を、その平等な権利主体として想定してきた。それは、生物としての意味はなく、生老病死など経験しないかのような主体であった。それに対して近代民主政治とは逆に、「生・政治」は生命、人間、肉体というものに強い関心を持ち、人間をケアし、健康・病気・出生数・死亡数のコントロール、衛生管理、感染症対策を直接の政治課題とする。

われわれは、そのような「生・政治」に包摂された中で生かされ、死んでいくのだという視点を持ちたい。徳倫理学が、その視点を失えば、「社会のため、国家のために臓器を提供する子はよい子」

を産み出すための、道德教育を展開しかねない。<sup>\*7</sup>

## 7. 翻って、「臓器移植のための市場を許すべきか」という問題をどう考えるか？

私自身が、腎臓移植が必要となったとしても、見知らぬ、発展途上国の人間の腎臓を買おうとは思わないだろう。自分の子供が腎臓を必要としたら、生体移植を考えるかもしれない。行わないかもしれない。第三者の臓器売買については、多様な選択肢がある社会が望ましいという意味合いでは、認めても良いかなとも思う程度で、早く再生医療の研究が進んで欲しいものだと思う。今後、フーコー・ドゥルーズ・アガンベン・小泉義之 [d]①～⑤]などを読んで、更に考えていきたい。ここまで考察を進めるのに、3ヶ月を要した。生徒にも、授業の場で、ディベートのように答えさせるのではなく、課題レポートなどで、じっくりと時間をかけて考えさせたい。

### 【読書&HP案内】

#### a)問題の出所

Wight / Morton 2007 Teaching the Ethical Foundations of Economics  
NCEE

---

\*7 麻薬・女子生徒の妊娠・銃の乱射などの公教育の崩壊に苦しんでいるアメリカでは、ブッシュ大統領以降、character education（品格教育・人格教育）に力が入れられており、広島大学の青木多寿子が日本にこれを採り入れようとしている。これと、徳倫理学の関係については、よくわからなかった。

\* 『経済学の倫理的基礎の教え方』？という題で、来年配られる予定だそうです。

b) 生命倫理学関係

- ① エンゲルハート他『バイオエシックスの基礎』（加藤尚武・飯田亘之編訳，東海大学出版会，1988 年）
- ② ビーチャム／チルドレス『生命医学倫理』（永安幸正・立木敦夫監訳，成文堂，1997 年）
- ③ 加藤尚武 1997『現代倫理学入門』講談社学術文庫
- ④ 土山秀夫他編 1996『カントと生命倫理』晃洋書房
- ⑤ 伊勢田哲治／榎則章 2006『生命倫理学と功利主義』ナカニシヤ出版
- ⑥ 児玉聡 2006「功利主義と臓器移植」『前掲書』 p170-192
- ⑦ 今井道夫／香川知晶編『バイオエシックス入門』（東信堂，1992 年）
- ⑧ 市野川容考 2005「脳死と臓器移植の歴史社会学的考察」『法社会学』第 62 号 p1-p18
- ⑨ 香川知晶 2000.『生命倫理の成立：人体実験・臓器移植・治療停止』勁草書房.
- ⑩ 『思想』2005 年第 9 号 No. 977 「メタ・バイオエシックス」岩波書店
- ⑪ 小松美彦「宇和島での事件を機に、小松美彦氏に聞く」

<http://www.toshoshimbun.com/SpecialIssuepages/nousi/review1.html>

\* ⑧・⑨は、歴史社会学的視点

c) 徳倫理学関係

- ① バーナード・ウィリアムズ 1993『生き方について哲学は何が言えるか』産業図書  
"Ethics and the limits of the philosophy" 1985
- ② マッキンタイア 1993『美德なき時代』みすず書房 After Virtue 1981
- ③ レイチェルズ 2003「徳の倫理」『現実を見つめる道徳哲学』晃洋書房 p175-p193
- ④ ギリガン 1986『もうひとつの声：男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店
- ⑤ コースガード 2005『義務とアイデンティティの倫理学』岩波書店
- ⑥ オークリー 2000「徳倫理の諸相と情報社会におけるその意義」（児玉、岸田、徳田共訳）『情報倫理学研究資料集 II』 p13-p36
- ⑦ 日本倫理学会編 1994『徳倫理学の現代的意義』慶応通信
- ⑧ 神崎繁 1994「《徳》と倫理的実在論 —アリストテレスの「徳」概念の現代的意義—」『前掲書』 p21-p38
- ⑨ 神崎繁 2004 「それぞれの生の形—超越的視点と相対主義に抗して—」、『思想』（「思想の言葉」、岩波書店、2004 年第 5 号、No. 961）。
- ⑩ 都築貴博 2007「いかに生きるべきか—規範倫理学の三つのアプローチ—」坂井昭宏・柏葉武秀編『現代倫理学』ナカニシヤ出版 p57-p86
- ⑪ 中村公博 2006「徳倫理学」



小松光彦・樽井正義・谷寿美編『倫理学案内』慶応義塾大学出版会 p129-p143

⑫『思想』2004年第5号 No. 961 「倫理学と自然主義」岩波書店

⑬都築貴博『ETHICS TSUZUKI'S HOME PAGE』

<http://www.k2.dion.ne.jp/~tsuzuki/index.html>

⑭同上 2007「ウィリアムズにおける全一性と道徳的行為者性」第58回日本倫理学会

⑮同上 2006「規範倫理学と技術者倫理」第57回日本倫理学会

<http://www.k2.dion.ne.jp/~tsuzuki/workshop.pdf#search='規範倫理学'>

⑯マーサ・ヌスバウム「徳の再生－アリストテレス的伝統における習慣、情念、反省」

(土橋茂樹訳) <http://c-faculty.chuo-u.ac.jp/~tsuchi/philosophy.transl.1.html>

⑰中澤 務「徳の理論と人工妊娠中絶」Rosalind Hursthouse, "Virtue Theory and Abortion", *Philosophy and Public Affairs*20(1991), pp. 223-46.)

<http://www.hucc.hokudai.ac.jp/~k15696/home/phileth1/hursthouse.pdf>

⑱蔵田伸雄「研究ノート:マッキンタイアの「物語」概念について」

<http://rose.hucc.hokudai.ac.jp/~q16628/articles/macintyre.htm>

⑲上村芳郎「徳の倫理学」『哲学の村』<http://www.ne.jp/asahi/village/good/index.html>

⑳松浦明宏「生命倫理学」『古代ギリシア哲学と現代倫理学のページ』

<http://matsuura05.exblog.jp/i19>

\*⑤は、ロールズ門下のカント研究者による徳倫理学批判である。⑦は、日本の書籍で唯一「徳倫理学」という言葉が入っているもので、学会のシンポジウム記録もある。web上では、⑬の都築氏のHPが充実しており、バーナード・ウィリアムズを中心とした重要論文の要約を見ることができる。

#### d) 「生－政治学」関係

①フーコー1977『監獄の誕生』新潮社

②同上 1986『性の歴史Ⅰ：知恵の意志』新潮社

③同上 2004『主体の解釈学』筑摩書房

④アガンベン 2003『ホモ・サケルー主権権力と剥き出しの生－』以文社

⑤小泉義之 2003『生殖の哲学』河出書房新社